

(農林債の債権者の請求による農林債原簿記載事項の記載又は記録)

第二十五条 農林債を農林中央金庫以外の者から取得した者(農林中央金庫を除く。)は、農林中央金庫に対し、当該農林債に係る農林債原簿記載事項を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして主務省令で定める場合を除き、その取得した農林債の債権者として農林債原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

3 前二項の規定は、無記名農林債については、適用しない。

(農林債の債券を発行する場合の農林債の質入れ)

第二十六条 農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債の質入れは、当該農林債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(農林債の質入れの對抗要件)

第二十七条 農林債の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を農林債原簿に記載し、又は記録しなければ、農林中央金庫その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の規定にかかわらず、農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債の質権者は、継続して当該農林債に係る債券を占有しなければ、その質権をもつて農林中央金庫その他の第三者に対抗することができる。

(質権に関する農林債原簿の記載等)

第二十八条 農林債に質権を設定した者は、農林中央金庫に対し、次に掲げる事項を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所

二 質権の目的である農林債

2 前項の規定は、農林債の債券を発行する旨の定めがある場合には、適用しない。

(質権に関する農林債原簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第二十九条 前条第一項各号に掲げる事項が農林債原簿に記載され、又は記録された質権者は、農林中央金庫に対し、当該質権者についての農林債原簿に記載され、若しくは記録された同項各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録(法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、代表理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、代表理事が主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(記名式と無記名式との間の転換)

第三十条 農林債の債券が発行されている農林債の債権者は、第十条第七号に掲げる事項についての定めによりすることができないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の農林債の債券を無記名式とすることを請求することができる。

(農林債の債券の喪失)

第三十一条 農林債の債券は、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百二十二条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

2 農林債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第四百四十八条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

(利札が欠けている場合における農林債の償還)

第三十二条 農林中央金庫は、農林債の債券が発行されている農林債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される農林債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、農林中央金庫に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

(適用除外)

第三十三条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債については、第十八条第一項第四号及び第五号、第二十二條第一項、第二十四條第一項、第二十五條第一項及び第二項、第二十七條第一項並びに第二十八條第一項の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(農林中央金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 農林中央金庫が発行したこの政令の施行の際現に存する農林債券は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三百八十八條の規定による改正後の農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十條の農林債とみなす。

2 前項の規定により農林債とみなされる農林債券についての第十一条の規定による改正後の農林中央金庫法施行令第十八條第一項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「農林債の種類」とあるのは、「第十條第三号から第五号までに掲げる事項」とし、同項第二号中「種類」とあるのは、「前号に掲げる事項」とする。

3 第一項の規定により農林債とみなされる農林債券についての債券の記載事項及び記名式債券の譲渡については、なお従前の例による。

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年四月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 谷垣 禎一
農林水産大臣 中川 昭一

政令第八十号

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令

内閣は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(商工債券令の一部改正)

第一条 商工債券令(昭和十一年勅令第三百五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商工債券令

第一条中「商工債券」を「商工債」に改める。